

生活援助中心型の訪問介護が、厚生労働大臣が定める回数以上となる場合の届出書の提出について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)」の一部改正に伴い、訪問介護の生活援助のサービス提供回数が国の定める回数を超える場合には、当該利用者に係る居宅サービス計画書等を、当該利用者の保険者である市町村に提出していただく必要があります。

事務処理手順について

1. 基本方針

介護保険制度の訪問介護の基本方針に「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。」と規定されていることから、訪問介護事業者及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、適切なアセスメントに基づき、居宅サービス計画を作成する必要があります。

また、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の生活援助中心型サービスを位置付ける場合にあっては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用や訪問介護利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載することが必要です。

厚生労働大臣が定める回数（1か月あたり）

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月あたりの提供回数	27回	34回	43回	38回	31回

※ 身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

2. 手続き等

介護支援専門員は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)」第13条第18号の2の規定に基づき、別添の「訪問介護における生活援助中心型サービスが規定回数を超える場合の届出書」に関係書類を添えて提出してください。

3. 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、宅サービス計画を作成又は変更（軽微な変更は除く。）し、上記の回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけたものについては、利用者の同意を得て交付した翌月の末日までに提出してください。

4. 提出書類

- (1) 生活援助中心型の訪問介護が、厚生労働大臣が定める回数以上となる場合の届出書（別紙）
- (2) 居宅サービス計画書1～3表（居宅サービス計画書）
- (3) 居宅サービス計画書4表（サービス担当者会議の記録）
- (4) 居宅サービス計画書5表（支援経過記録（前3か月～提出日時））
- (5) 居宅サービス計画書6～7表（支援経過記録（前3か月～提出時））
- (6) アセスメント（基本情報・アセスメント記録・課題分析シート等）

5. 提出先及び方法

封筒の枠囲みで 生活援助サービスに係る届出書 と記入してください。
提出については、郵送または介護保険課給付係窓口を持参してください。

提出先

809-8501 中間市中間一丁目1番1号
中間市保健福祉部介護保険課給付係

問合せ先

TEL：093（246）6283
FAX：093（244）0579

生活援助中心型の訪問介護が、厚生労働大臣が定める回数以上となる場合の届出書

1. 居宅介護支援事業所及び作成者

事業所名称			
事業所番号			
事業所所在地			
電話番号		F A X 番号	
担当介護支援 専門員氏名			

2. 居宅サービス計画作成状況

フリガナ		介護度	被保険者 番 号										
被保険者氏名			生年月日	明・大・昭	年	月	日						
居宅サービス計画作成 (変更)日	年 月 日	計画作成の期間	年 月 日	～	年 月 日								
要介護度・生活援助中心 型の回数／月 ※要介護度の欄に回数を 記入してください。	要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5							
	基準回数	27回	34回	43回	38回	31回							
	計画上 の回数												

3. 厚生労働大臣が定める回数以上となった理由

該 当	理 由 (該当する理由に○をご記入ください)
	新規に居宅サービス計画を作成した。
	要介護更新認定後、初回の居宅サービス計画を作成した。
	要介護度の変更に伴い、訪問回数が基準回数以上となった。
	居宅サービス計画を変更し、訪問回数が基準回数以上となった。
具 体 的 な 理 由	